

村にも少しく接せり、されど北西の方に至りては、水陸の田あり、又在方分に屬する抱地等多ければ、御府内に屬する地は三分の二におれり、又金杉は今小石川の内なれど、古くは別に一村立し地とみへたり。略○中 按に小石川の地名と成しも古き事にや、回國雜記に、小石川といへる處にまかりて、我方を思ひ深めて小石川いづこを瀬とかこひ渡るらんと見へたり、是文明十九年の紀行なり、又小田原北條役帳に、島津孫四郎、五貫四百八十文、小石河内法林院分松月分、及櫻井買得五十六貫五百八十壹文、小石川本所方、元有瀧知行などみへたり、又黃葉集鳥丸大納言 光廣卿集に、江戸に侍る頃、小石川といふ處にて、久かたの月みる宿のすゝしきも隣ありけり、石川の水と載せたり、一説に神社略記を引て、白山權現は加賀國石川郡より勸請せしゆへ、小石川の名起りしといふ、是最無稽の言なり、白山權現を此地に移せしは、元和元年の事といへり、

小日向

〔御府内備考四十五〕小日向は昔鶴高日向といひし人の領地なり、家絶し後古日向があとといへるを、いつの頃よりかこびなたと云來れりと、江戸砂子小日向と號するは、鶴高日向が領地なる故名付るよし、小日向名主飯塚三四郎は、鶴高日向が一族のよし、又小日向水道端鶴高山善仁寺は、日向が開基にて、一向宗なり、今に飯塚三四郎檀家なり、江砂餘礫按に、此説覺束なし、もし古日向が舊領とせんには、こひうがとぞ稱すべきなり、轉じてこびなたといふもの、附會の説に似たり、又鶴高日向と稱せし人は、他の所見なき人なり、又山岡明阿、和名抄豊島郡の郷名日頭といふは、小日向にやといひしと、うけがひがたし、北條役帳に、興津加賀守、拾貳貫九百四十六文、小日向分元太田源十郎知行、又太田彌三郎、貳拾貳貫八百四十文、小日向彈正屋敷但太田新六郎、與新堀方所領替十四年以來致之、大普請之時半役、又恒岡彈正忠、十六貫五百七十文、小日向之内、又本住場寺領、廿壹貫、四百四十文、小日向屋敷分太田大膳知行之内、又と見へて、古より廣き地名なり、正保頃の郷帳には、小日向村、田方畑方すべて廿五石三斗二升餘、内壹石餘、野村彦太夫御代官所十八石餘、樽